２　その理由は，日本国憲法の前文冒頭において，国会は主権者たる国民から負託を受けて国民を代表して民主主義による国政を行うものであって，代表者は正当に選挙されることが要請されていること，そして憲法13条，14条１項，15条１項，44条ただし書により，国民が両議院議員の選挙において，人種，信条，性別，社会的身分若しくは門地，教育，財産又は収入によって差別されることがないことが明記されているというところに存する。これらの憲法の規定から，両議院議員の選挙において国民の投票価値は平等であることが基本原則であると解されるのである。

特に衆議院議員の選出に当たっては，衆議院議員の権能，任期，特に解散制度の存在に鑑み，選挙の施行ごとに，当該選挙の時点における的確な国民の意思を反映することが求められていると解されるところ，衆議院議員を選出する権利は，選挙人が当該選挙施行時における国政に関する自己の意見を主張するほぼ唯一の機会であって，国民主権を実現するための国民の最も重要な権利であるが，投票価値に不平等が存在すると認識されるときは選挙結果が国民の意見を適正に反映しているとの評価が困難になるのであって，衆議院議員が国民を代表して国政を行い民主主義を実現するとはいい難くなるものである。以上の理由により，憲法は，衆議院議員の選挙について，国民の投票価値をできる限り１対１に近い平等なものとすることを基本的に保障しているものというべきである。

第２　国会の立法裁量について

１　ところで，憲法は，両議院議員の定数，両議院議員の選挙人の資格，選挙区や投票の方法その他両議院議員の選挙に関する事項を法律で定めると規定している（43条２項，44条，47条）。

２　これらの憲法の規定により，国会は，両議院議員の定数の定め及び選挙の仕組みを決定するに当たり，選挙制度を比例代表制にするか選挙区制にするか，選挙区制と比例代表制の両者を組み合わせるか，その方法をどのようなものにするか，大中小等いずれの選挙区制を選択するか，選挙区をどのように区割りするかなどの事項について，立法裁量権を有するのであるが，私は，これらの内容を国会が具体的に決定するに当たっては，投票価値の平等を最大限尊重し，その較差の最小化を図ることが憲法上要請されていると考えるものである。

他方，上記要請を前提にして国会が配慮を尽くしても，人口異動による選挙人の基礎人口の変化，あるいは選挙区の単位となる行政区画の規模の大小や行政区画の変更といった，社会的な事情及びその変動に伴ういわば技術的に不可避ともいうべき較差は生ずるのであって，このような較差は許容せざるを得ないものである。以上のことから，投票価値の較差については，それが生ずる理由を明らかにした上で，当該理由を投票価値の平等と比較衡量してその適否を検証すべきものであると考えるものである。

第３　本件選挙について

１　そこで，本件選挙実施時に国会が採用した選挙制度等が，国会の立法裁量権の範囲内のものであったか否かについて検討する。

平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後平成６年法律第10号及び第104号によりその一部が改正され，衆議院議員の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に改められたが，このような選挙制度を選択することは，憲法47条が国会に与えた権限に基づくものであり，国会の裁量権内の事項であることは改めて指摘するまでもないところである。

上記選挙制度のうち，小選挙区制が本件訴訟において問題となっているところ，憲法が認める立法府の裁量権の範囲内において選択された小選挙区制を具体的に実施するに当たっては，私は，前述したとおり，投票価値の平等という憲法上の要請を満たすことにつき最大限の尊重が払われることが要求されると解するものである。

小選挙区選挙の実施に当たっては，全国を300の小選挙区に区割りすることとされ，区割りについては，平成13年に衆議院議員選挙区画定審議会が区割りの改定案の作成方針を策定している。多数意見は，平成６年の制度改正後の選挙制度の下での区割りにおいて，投票価値の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本としていることに合理性を認めているが，私は既述のとおり，できる限り投票価値を１対１に近づけるべきであると考えるものであり，当初からこれを目指したものとはいえない上記作成方針は憲法上の要請に合致するものとはいえないと解するものである。

平成13年策定の上記作成方針に基づいて選挙区割りを定めて選挙を実施すれば，憲法の投票価値の平等の要求に反する事態を招来することは避けられないというべきであったところ，加えて，多数意見も合理性を失ったとする１人別枠方式を含む区割基準に基づいて選挙区割りが定められたことによって，投票価値の最大較差が，前回の平成21年選挙時には2.304倍になり，本件選挙時には更に拡大して2.425倍にまで至ったものであるから，本件選挙時の選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったものというほかはない。

２　しかし，私が憲法上の要請であると考えるところの水準にかなう投票価値の平等を保障する選挙制度を実現するためには，単に１人別枠方式を廃止するにとどまらず，都道府県への選挙区数の配分，各都道府県における選挙区割りの見直し，その結果についての全選挙区の選挙人数を比較対照した上での再度の選挙区割りの見直しといった相当に膨大かつ複雑な作業を必要とすることになる。しかも，こうした投票価値の平等を保障した選挙制度を実現するには，候補者間の公平や地勢，選挙事務を担う地方自治体の関わり方等の諸々の要素を総合考慮しながら，上記のような定数配分や区割りの検討を行う必要が存し，選挙区割りを決定するには，区割り案の当否につき国会内で論議を尽くし，各関係行政機関で協力体制を確保した上で，法令等を整備する必要があるのであるから，これらの作業には相当程度の長期間を要するものといわざるを得ない。

一方，国会は，平成23年３月23日に当審の大法廷判決が言い渡される前には，平成14年改正後の公職選挙法13条１項及び別表の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの認識を有することは困難であったと解されるところ，国会が上記判決から本件選挙施行までの約１年９か月の間に，多数意見において必要とされる内容の改正のみならず，私が憲法上の要請と考えるところのできる限り１対１に近い投票価値の平等を実現するために上記のような選挙区割りの是正作業を行うことは相当に困難であったと認められる。したがって，憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったものとすることはできないと考えるものである。

以上の次第で，多数意見と結論を同じくするものである。

裁判官大谷剛彦の反対意見は，次のとおりである。

私は，本件選挙は，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回の選挙と同じ本件区割規定により実施されたもので，本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきであり，また，多数意見と異なり，本件選挙時まで区割規定の是正が実施されなかったことは，憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったとして，本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っていたといわざるを得ず，したがって本件選挙は違法であるが，いわゆる事情判決の法理により，違法を宣言するにとどめ，本件選挙を無効としないこととするのが相当と考えるものである。以下，その理由を述べる。

１　選挙区間の投票価値の較差を問題とする選挙無効訴訟における憲法上の違法，無効の審査は，累次の大法廷判決で示されてきた多数意見３⑶アの①から③までの段階を経た判断枠組みに従って行われてきており，このような判断枠組みは，本件選挙制度においても，基本的に維持されるべきものと考える。

まず，第１段階の定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下「違憲状態」という。）にあったか否かの点については，多数意見が３⑵で述べるところと全く同様，本件選挙区割りは違憲状態にあったといわざるを得ない。

２　そこで，第２段階の，本件選挙時の区割規定について，憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとして，憲法の規定に違反するに至っていたか否かについて検討する。

この合理的期間内の是正の法理とその適用の在り方はこれまで累次の大法廷判決において形成されてきたものであるが，従前の判例法理についての私の理解するところは，次のとおりである。すなわち，従前の判例においては，一般に制定当時憲法に適合していた法律がその後の事情の変化により合憲性の要件を欠くに至ったときは，原則として憲法違反の瑕疵を帯びることになるが，投票価値の平等の較差により違憲状態が生ずるような場合は，そもそも違憲状態の生じた時期が明瞭ではなく，人口異動により較差は絶えず変動する一方で是正に要する立法の作業や手続には多くの時間や負担を伴うので，直ちにまた頻繁に是正の措置を求めることは必ずしも実際的でも相当でもないことから，違憲状態が生じたとしても，事柄の性質上必要とされる合理的期間については直ちに定数配分規定又は区割規定を違憲と断ずることなく，時間的な猶予が置かれてきたものと解される。